

大潟村暮らし応援商品券事業 取扱店募集

1. 事業目的

未だ終息の見えないコロナ禍において、電気・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている全村民に商品券を配布し、家庭における負担軽減と村民の安定的な生活の確保を図る。

2. 商品券の概要

商品券名称	大潟村暮らし応援商品券
配布対象者	令和4年11月1日現在で大潟村の住民基本台帳に記載されている者
商品券利用期間	令和4年12月1日から令和5年2月28日まで
商品券内訳	商品券 7,000円 (1,000円券×7枚)
商品券イメージ	別紙のとおり

3. 商品券の利用制限

次に示す内容については、商品券の利用ができない。

- (1) 換金性の高いもの。(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手)
- (2) 現金との換金、金融機関への預入。
- (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金。(処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く。)
- (4) 土地及び家屋の不動産及び金融商品の購入。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引。(商品の仕入れ等)
- (6) 国や地方公共団体等への支払い。(税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金)
- (7) 取扱店が特別に指定した商品・サービス。

4. 取扱店の登録について

登録方法	大潟村暮らし応援商品券取扱店登録申請書（様式第1号）を提出する。 ※事業所内において、お取り扱いいただける店舗等が複数ある場合は、店舗ごとに申請してください。
登録申請期限	令和4年11月14日（月）必着 11月14日以降も募集は行いますが、取扱店一覧チラシには掲載されません。大潟村ホームページ上での掲載になります。
提出方法	郵送、持参等いずれかの方法により提出
提出先	〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1番地1 大潟村総務企画課 企画財政班 宛て
登録条件	村内に事業所を有するもの法人又は個人であること。
除外要件	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業及び同条第5項に規定する営業を行うもの。 (2) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力であるもの。 (3) その他、大潟村長が適切でないとするもの。

5. 商品券の換金請求について

換金請求方法	使用された商品券は月毎にまとめ、大潟村暮らし応援商品券換金請求書（様式第3号）に使用済みの商品券を添え、提出する。 提出期限は翌月10日までとする。
請求先	大潟村総務企画課 企画財政班
取扱店の負担	換金手数料、振込手数料等の負担は一切なし

6. 取扱上の注意事項

- (1) 商品券のみでの販売においては、釣り銭を出さないものとする。
- (2) 商品券は、当該事業に取扱店として登録した店舗でのみ使用できる。
- (3) 商品券は、買掛金の支払いには使用できない。
- (4) 商品券の盗難・紛失に対し、大潟村はその責を負わない。

7. お問い合わせ

大潟村総務企画課 企画財政班（担当：小形谷）

〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1番地1

TEL 0185-45-2111

FAX 0185-45-2162